

三郷市プレミアム付商品券 取扱店募集のお知らせ

三郷市では、消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地元消費の拡大と、地域経済の活性化策の一環として、令和元年10月よりプレミアム付商品券を販売します。それに伴い商品券取扱店を募集いたします。下記、募集要項をよくお読みいただき、7の申請手続き（裏面）によりお申し込みください。多くの会員皆さまのご参加をお待ちしています。

1 発行の目的

三郷市内に所在し、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できる三郷市プレミアム付商品券（以下、「商品券」という）を発行することにより、消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とします。

2 商品券の事業概要

- (1) 名 称 三郷市プレミアム付商品券
- (2) 発行者 三郷市
- (3) 発行額 総額6億7,500万円を予定
- (4) 発売冊数 135,000冊（1冊 額面5,000円）
- (5) 販売価格 4,000円（商品券額5,000円 500円券×10枚）
- (6) 販売上限 1人5冊まで（商品券額 上限25,000円）
- (7) 使用期間 令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）まで

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券を現金化することはできません。
- (3) 商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出せません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し三郷市はその責を負いません。

4 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 国や地方公共団体等への支払い及び使用料に対する支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金など）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性があるものの購入
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) たばこの小売
- (5) 自動車や不動産、金融商品の購入
- (6) 商品の仕入等事業上の取引
- (7) 「風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (8) 三郷市が適当でないと認めたもの

5 取扱店の参加資格

三郷市内に店舗、事業所等を有する事業者とし三郷市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。ただし、次の（1）から（4）に該当する事業者を除くものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている事業者
- (3) 上記「4 商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター及びステッカー等を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに三郷市産業振興部プレミアム付商品券事業推進室（048-930-7821）まで報告してください。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買は行なわないでください。
- (4) 使用期間中に、商品の売買等に使用された商品券のみ換金可能です。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
- (7) 三郷市暴力団排除条例を遵守してください。

7 申請手続について

- (1) 申請方法 「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し三郷市商工会へ提出してください。「取扱店登録申請書」の提出をもって、この「三郷市プレミアム付商品券取扱店募集要項」の内容に同意したものとします。
- (2) 申請書の提出先 三郷市商工会へ郵送・FAX・メールで申請してください。
〒341-0041 埼玉県三郷市花和田650-4
FAX: 048-952-3432
メールアドレス: info@3310.biz
- (3) 申請期間 令和元年6月20日から令和2年2月29日（土）まで
※令和元年7月31日までに申請した取扱店は、商品券購入者へ配布する「三郷市プレミアム付商品券取扱店一覧」に掲載します。8月1日以降に申請した場合には、ホームページに掲載する「三郷市プレミアム付商品券取扱店一覧」のみの掲載となります。
- (4) 申請後の審査・承認 申請後、市の審査を経て、取扱店として承認します。承認した場合には「取扱店登録証明書」を郵送にて交付します。
- (5) その他 ①三郷市内に複数の店舗がある場合には、店舗ごとに申請書を作成してください。
②原則として、複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。個別のテナントごとに申請してください。
③配布物として、口座振替依頼書、チラシ、ステッカー等を取扱店登録証明書と同時に配布いたします。

- 8 取扱店の取消等 この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9 換金について

- (1) 換金方法 取扱店は、商品券の換金を次に掲げる三郷市内の協力金融機関で行うため、協力金融機関の預金口座を持っていない場合は、予め開設してください。
①朝日信用金庫 三郷支店・彦成支店
②亀有信用金庫 三郷支店・早稲田支店・三郷前谷支店・三郷駅前支店・高州支店
③埼玉縣信用金庫 三郷支店
- (2) 換金に必要なもの（金融機関により変わる場合もあります）
①使用済券 ②口座振替依頼書 ③取扱店登録証明書 ④通帳（換金取扱金融機関の口座）
- (3) 換金期間 令和元年10月1日（火）～令和2年4月10日（金）

※上記期間を過ぎても換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は三郷市産業振興部プレミアム付商品券事業推進室へお問い合わせ下さい。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「三郷市プレミアム付商品券取扱店一覧」として、三郷市商工会のホームページやリーフレットなどにより広報します。

＜問い合わせ先＞ 三郷市商工会 担当：黒澤 三郷市花和田650-4 TEL：952-1231 FAX：952-3432
三郷市プレミアム付商品券事業推進室 担当：守屋
三郷市花和田648-1 TEL：930-7821 FAX：952-3980